

## 児童手当の新年度申請を受け付けています

～5月から新年度の受付が始まっています～

5月から平成21年度児童手当(21年6月分～22年5月分)の申請受付を行っています。  
 下記の受給資格に該当し、現在手当を受けていない方は至急申請してください。過去に所得制限額を超過したために手当を支給されなかった方も、5月受付分からは申請者の平成20年分の所得での審査となり、支給される可能性があります。  
 認定された場合、申請の翌月分から支給対象となります。

### 【受給資格】

- ① 小学校修了前(12歳到達後最初の年度末)までの児童を養育していること。
- ② 平成20年分の所得が平成21年度所得制限額(別表)未満であること。

### 【支給月額】

- ① 3歳未満:一律 10,000円      ② 3歳以上:第1子・第2子 5,000円 / 第3子以降 10,000円

### 【申請方法】

子育て支援課と支所にある認定請求書に必要事項を記入し、提出してください。その時、①印鑑②申請者名義の口座番号(郵便局は不可)③平成21年1月2日以降に当市に転入された方は平成21年度所得証明書(後日でも可)が必要です。

また、被用者年金(厚生年金・共済組合等)に加入されている会社員の方は、被用者年金に加入している事が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等、または申請時にお渡しする年金加入証明書)が必要です。(後日でも可)

※児童と別居している場合等、家庭状況により上記以外の書類が必要な場合があります。

詳しくは、子育て支援課へお問い合わせください。

なお、公務員の方は、勤務先から支給されますので、勤務先にお問い合わせください。

※所得制限は申請者が加入している公的年金の種類で表-1を見てください。

国民年金または年金未加入 → 児童手当 / 厚生年金等の被用者年金 → 特例給付  
 (この所得制限額は、平成21年6月分～22年5月分の手当に適用されます。)

表-1 平成21年度所得制限額表

扶養親族数	児童手当	特例給付
なし	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人以上	1人ごとに38万円加算	

表-2 諸控除額表

控除内訳	控除額
定額控除(全員が対象)	8万円
老人扶養	6万円
障害・寡婦・勤労学生	27万円
特別寡婦	35万円
特別障害	40万円
医療費控除・雑損控除・小規模共済掛金	控除を受けた額

### 《表の見方》

$$\left( \begin{array}{l} \text{申請者の平成20年分総所得額} \\ \text{(給与所得控除後の額・譲渡所得も含む)} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{表-2の諸控除額} \\ \text{(定額控除の8万円とその他該当する額)} \end{array} \right) = \boxed{\text{算定額}}$$

算定額が、表-1 所得制限額表の該当「扶養親族数」(平成20年分の所得申告に伴う扶養親族の人数)欄に記載されている金額未満であれば支給対象となります。

### ～児童手当の現況届を提出してください～

現在、児童手当を受給している方は、6月にお送りする「平成21年度児童手当現況届」等の用紙を6月30日(火)までに、子育て支援課または支所へ提出してください。※6月15日を過ぎても用紙が届かない場合は、ご連絡ください。

〔問合せ〕子育て支援課

### 【共同参画 新たな社会の パスワード】(平成21年度標語)

6月23日から29日までの1週間は、**男女共同参画週間**です

平成21年度男女共同参画シンボルマークの画像



このシンボルマークには、「男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いが尊重しあい共に歩んでいく」という願いが込められています

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、内閣府では平成13年度より男女共同参画週間を実施しています。

羽曳野市ではその趣旨を広く理解していただくためにさまざまな事業や講座を展開しています。

来月は女性のためのパソコン教室を開催します。家計簿や暑中見舞いを作りながら、パソコンの基礎と応用を学ぶことができるカリキュラムです。(詳しくはこの広報の《お知らせ》のページに掲載しています)

男性も女性も、年齢に関係なく自分らしい人生を生きることができるような社会にしましょう。

人権推進課

### 6月1日は「人権擁護委員の日」

#### ○特設人権相談を開設します

**時間** 6月1日(月)10時～12時・14時～16時

**場所** 市役所 別館3階第3会議室

(直接会場へお越しいただくか、電話でご連絡ください。)

(人権推進課)

#### ○相談強化週間 6月1日(月)～7日(日)

困りごと、悩みごと、心配ごとなどのさまざまな人権問題を人権擁護委員および法務局職員が相談におこたえます

～相談は無料、秘密は必ず守ります～

《電話》06-6942-9496

《日時》6月1日(月)～5日(金)8時30分～19時

6月6日(土)・7日(日)10時～17時

【問い合わせ先】大阪法務局人権擁護部

☎06-6942-1489